

補助対象園について : No. 1~No. 3
 交付要件について : No. 4~No. 10
 補助対象経費について : No. 11~No. 41
 その他 : No. 42~No. 44

No.	質問	回答
補助対象園について		
1	神奈川県が直接補助を行う施設は、幼稚園（私学助成園）のみか。	幼稚園（私学助成園）のみ、県からの直接補助となります。 幼稚園型認定こども園及び新制度に移行している幼稚園は、市町村を通じた補助となります。
2	幼稚園（私学助成園）以外の施設については、市を経由した間接補助となるのか。	
3	認定こども園はどのように申請したらよいか。	認定こども園については、類型を問わず認定こども園として市に申請してください。 本補助金にて県が直接補助を行うのは、幼稚園の中でも私学助成園のみとなります。
交付要件について		
4	交付要件の各要件については、すべてを満たしていなければならないのか。	いずれか一つ以上実施（実施予定）していれば、本補助金の対象となります。
5	布団カバー等の洗濯は委託しても構わないか。	委託して構いません。
6	交付要件で布団カバー等の用意及び洗濯以外を選択し、コットの購入を補助対象経費とした場合、コットのカバーの用意等を行う必要があるか。	他の交付要件を満たしていればコットのカバーの用意等は不要 ※コット自体は原則対象園児全員分の購入が必要です。
7	交付要件に布団カバー等の用意及び洗濯があるが、対象園児全員が取組みに合わせる必要があるか。	対象園児全員が実施することを強制するものではありません。 そのため、保護者が希望しない場合は当該児童分については実施する必要はありません。 ただし、園の都合により対象者を制限することは認められません。
8	交付要件を実施予定として申請した施設が、不測の事態により3月31日までに実施ができなかった場合、補助金は交付されるのか。	3月31日までに交付要件の事業を実施し、補助対象の事業を完了（納品・工事完了及び支払い）していない場合は、補助金は交付しません。
9	交付要件に衛生用品の一式の用意があるが、一部の園児が絆創膏を持参している場合に、園で絆創膏を用意することは、補助要件を満たすか。	一部の園児が持参している衛生用品の絆創膏のみの購入では対象になりません。 ※衛生用品については、おむつを除く園で使用する園児全員分の衛生用品一式（通園時に持参させている、コップ、歯ブラシ、手拭きタオル、ハンカチ等の物品）を用意する必要があります。
10	出欠席やお迎えの予定時間をアプリで毎回入力してもらっているが、交付要件を満たしているか。	連絡帳のスマホアプリ等への移行とは、出欠席の連絡等に加え、通園時に、保護者と職員の双方が、毎日の子どもの状況等を入力することができる機能を有していることが必要です。 (すでにスマホアプリ等への移行を行っている場合も対象となります。)
補助対象経費について		
11	おむつのサブスクに係る費用は補助対象となるか。	サブスク費用（月額料金等）は補助対象外になります。
12	おむつ保管庫として棚を造作することは可能か。またはロッカーのように既製品が対象となるのか。	造作、既製品のいずれも補助対象となります。
13	新規で導入するときのみの補助だけでなく、買い替えの時の費用も補助が出るか。	同一・同種製品への買い替えは原則対象外になります。
14	お昼寝用コット・布団の購入費について、既に施設が用意した物品を使用している場合、買い換え等を行う場合も補助の対象となるのか。	※ただし、買い替えることによって、機能向上等保護者や保育士・幼稚園教諭の負担の軽減が確認できるものについては、対象となる場合があります。 対象となるケース：布団からコットへの買い替え
15	コットを購入する際、コットのカバーにおける購入費は補助対象か。	対象外です。
16	コットを購入する際、敷き布団（ケット含む）と掛け布団の購入費は補助対象か。	対象外です。（コット本体のみ対象です。）
17	布団のレンタルからコットへの買い替えは対象となるか。	布団（リースを含む）からコットへの切り替えは対象です。
18	買い替えることによって機能向上等保護者や保育士・幼稚園教諭の負担の軽減が確認できるものについては、対象となる場合があるとはどういうことか。	同一品目の買い替え（リースから購入への切り替えも含む）は対象外です。 品目の異なる買い替え（リースから購入への切り替えも含む）の場合は、保護者や保育士の負担が複数の項目で軽減されるのであれば対象となります。 なお、補助対象となるかは、機能の強化等負担軽減が確認できることが必要のため、個別にご相談ください。

19	お昼寝用コット・布団の購入費について、保護者が持ち込みを希望する場合も当該児童の分も含め全員分購入する必要があるか。	原則全員分の購入が必要ですが、保護者が持ち込みを希望する場合は、当該児童の分は購入する必要はありません。ただし、本補助金は1度交付を受けると次年度以降は補助を受けることはできないため、ご注意ください。
20	メーカーが異なるコットを使用しているため、重ねることができず収納等負担がかかるので買い替えたいが対象となるか。	同一品目の買い替え（リースから購入への切り替えを含む）は対象外です。
21	預かり保育用に購入を検討しているが、園児全員分を購入する必要があるか。	幼稚園に通う園児全員分の購入の必要はありませんが、預かり保育を利用している園児については、原則全員分購入してください。なお、すでにコットを導入している園が、コットを買い替える場合は対象外です。
22	折りたたみヘルメットは教職員用であっても対象となるか。	園児用と併せて購入する場合は対象です。（教職員分のみ購入する場合対象外です。）
23	折りたたみヘルメットは園児全員分を購入する必要があるか。	原則対象となる園児全員の購入が必要です。ただし、保護者が持ち込みを希望する場合は当該児童のみ持ち込みを継続して構いません。
24	折りたたみヘルメットを保管する場所は幼稚園の認可面積に含まれる必要があるか。	保管場所は問いませんが、緊急時にすぐ使用できる場所に保管する必要があります。
25	防災頭巾、ヘルメット（折りたたみ式以外）は対象となるか。	折りたたみヘルメットと同程度の機能を有しているため補助対象となります。
26	新入園児に対し防災頭巾の購入をお願いしており、その代替として折りたたみヘルメットの購入を検討しているが、在園児（すでに防災頭巾を購入済）分の折りたたみヘルメットの購入費も補助対象となるか。	在園児分の折りたたみヘルメット購入費用も補助対象となります。（原則、防災頭巾を持ち込んでいる園児全員分の購入が必要です。ただし、保護者が持ち込みを希望する場合は、当該児童のみ持ち込みを継続しても構いません。）
27	大型炊飯器の購入費について、使用する場所は幼稚園の認可面積に含まれている必要があるか。	本補助金については、使用場所の定めはありません。ただし、園児に提供する食事の調理場所について、別の基準等に規定がある場合は、その規定に従ってください。
28	電動オーニング（屋根部分が収納できるもの）雨よけタープは対象となるか。	雨よけ屋根と同程度の機能を有しているといえるものであれば対象となります。（雨よけとしての使用が想定されていない場合は補助対象外になります。）
29	幼稚園の認可面積に含まれない場所が自転車置き場に含まれている場合、雨よけ屋根の設置は補助対象となるか。	幼稚園として認可されている部分に設置する場合のみが補助対象となります。（幼稚園の認可面積に含まれていない部分については補助対象外です。）
30	自転車置き場の雨よけ屋根の設置費は、「新設のみ」が対象となるのか。既存設備の老朽化による改修費や増設等を行う場合も対象となるのか。	増設は雨よけ屋根の設置範囲が広がり、現状より保護者の負担軽減になるため対象です。なお、改修費は同一・同種製品に更新する場合は対象外になります。 ※対象となるのは増設部分のみです。（自転車1台分以上スペースを増設する場合に限ります。） ※屋根面積が変わらない場合は対象外となります。
31	午睡を実施している園が0歳児のみ布団を用意し、1～5歳児は布団を保護者に持ち込んでもらっている場合は本事業の補助対象となるか。	1～5歳児の布団（コット）の購入は対象です。（併せて0歳児の布団をコットに買い替えた場合はその費用も対象です。） なお、上記の場合、現在持ち込んでいる乳幼児全員分の布団（コット）を購入することが必要です。3歳児のみ布団（コット）を購入する等一部の園児分のみの購入は対象外になります。
32	保護者負担軽減のため、主食提供を実施する場合、大型炊飯器の購入費のみが対象で、主食提供に伴う物品（食器等）は対象外ということか。	本補助金は、補助対象経費に記載している物品のみが対象となるため、食器等は対象外になります。
33	現在防災頭巾を使用しているが、規格の統一により収納や買い替え時期の管理等を把握しやすくするため防災ヘルメットへ買い替えは対象となるか。	【防災頭巾⇒防災ヘルメット】は買い替えの場合も補助対象となりますが、収納等の管理上の負担軽減だけでなく、複数の項目で保護者や保育士の負担が軽減される必要があります。
34	新入園児に対し防災頭巾の購入をお願いしており、来年度以降について幼稚園で折りたたみヘルメットを用意する場合は補助対象となるか。	来年度以降に購入するということであれば、購入した年度に交付申請をしてください。
35	ロッカー代400,000円、折りたたみヘルメット代200,000円など複数の区分にまたがって補助を申請することは可能か。	可能です。
36	予備分の購入も補助対象となるか。	予備分の購入も対象です。ただし、常識の範囲内の数量である必要があります。
37	申請等によって生じる施設の事務負担に係る費用とは具体的にどのようなものか。	申請書の記載や物品の発注等の事務負担に係る経費を想定しています。事務負担が発生している場合は、個別の積算は行わず一律8万円を補助します。
38	施設の事務負担増に係る費用はどのように積算するのか。	
39	事前着手届の提出日はどのようにするか。	年度初めより事業を行っている場合も対象とするため、全園一律に4月1日付けで提出してください。
40	補助対象事業については、令和7年4月1日以降に実施したもののみが対象という考え方でよいのか。	令和7年度中に実施したものが対象で、令和6年度以前に購入（施工）した事業は対象外です。なお、交付決定前に事業を実施する必要がある場合は、事前着手届の提出が必要となります。
41	事前着手届を提出すれば、交付決定前（令和7年4月1日）から適用するという考え方でよいのか。	事前着手した場合でも、参考見積等を提出してください。2者以上の見積もりがない場合等は対象外になります。
その他		
42	翌年度（令和8年度）以降も継続して実施する補助金であるかどうか。	令和8年度も継続する方向で考えていますが、事業の維持を確約することはできません。
43	本事業は、令和6年度及び令和7年度限りの事業となるのか。若しくは、来年度以降も継続をする見込みがあるのか。	
44	（来年度以降も事業を継続する場合、）補助金を複数年度申請することは可能か。	本補助金の交付は、1施設1回限りとしています。（令和6年度又は令和7年度に補助金の交付を受けた施設は、令和8年度に本事業への申請はできません。）